

一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、中海・宍道湖・大山圏域（以下「圏域」という。）の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に国内外に向けた情報発信、圏域の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光事業者等関係者の合意形成及び受入環境整備を行い、圏域への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて圏域経済振興を推進し、もって地域が観光客に提供するサービスの向上を図るとともに圏域内産業の振興、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 圏域の一体的なPRによる圏域の認知度向上
- (2) 中国運輸局、一般社団法人山陰インバウンド機構、圏域市町村及び観光関連団体等の関係機関と連携した観光客受入環境整備及びターゲット別プロモーションの計画、実施
- (3) 圏域における観光素材の発掘と観光関連団体が一体となった国内外向け商品の開発
- (4) 国内観光客及び訪日外国人のインバウンド事業に関わる受入環境の整備に伴う地元企業、事業者の育成、支援及び事業者間連携の推進
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(公告方法)

第5条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

2 定時総会後のこの法人の貸借対照表は、1年間継続して公告する。

第3章 会員

(会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員の入会金及び会費は理事会において別に定める。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき。
- (2) 死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 会長、理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその規定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 基本財産の処分の承認
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 この法人の定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

3 この法人は、必要と認める場合、顧問及びオブザーバーを総会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第18条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印しなければならない。ただし、この法人の登記手続上、必要な場合は、議長、出席した理事及び監事が、前項の議事録に署名押印又は記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事8名以上20名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。また必要に応じて1名を執行理事とすることができる。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 執行理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び執行理事は、毎事業年度に、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、この法人に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 増員又は補欠として選任された理事又は監事の任期は、現任者または前任者の任期の満了する時までとする。ただし、増員により選任された監事の選任の日から2年内の最終の事業年度に係る定時総会の終結の時までに、現任の監事の任期が満了する場合はこの限りではない。
- 4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第27条 理事は、無報酬とする。ただし、監事及び常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。

(会長、顧問及びオブザーバー)

第28条 この法人に、会長、顧問及びオブザーバーを置くことができる。

2 会長は、総会において社員の互選により選任する。

3 顧問及びオブザーバーは、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 会長、顧問及びオブザーバーは、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(意見の諮問)

第29条 この法人は、必要と認める場合、会長、顧問及びオブザーバーに意見を述べさせるほか、諮問を行うことができる。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、法人法第111条第1項の行為に関する理事又は監事の責任について、当該理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第113条第1項に定める範囲で理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務の執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び執行理事の選定及び解職
 - (4) 顧問、オブザーバーの選任及び解任
 - (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定
 - (6) 入会金、会費及び賛助会費の金額の決定
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更又は廃止
 - (5) 第31条に規定する損害賠償責任の免除

(開催)

第34条 通常理事会は、毎年定期的に、年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法人法第93条第3項又は法人法第101条第3項に該当する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

5 この法人は、必要と認める場合、会長、顧問及びオブザーバーを理事会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、法令に別段の定めがあるときを除き理事長がこれに当たる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠席の場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第23条第4項に規定する理事の職務の執行状況の報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印又は記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 理事長は、事業年度開始の日から予算承認のため招集された最初の総会の日までの間においては通常の業務を執行するために必要な収入支出をすることができる。この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第43条 やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出をすることができる。この収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類に

については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（剰余金の不分配）
- 第45条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第46条 この定款は、総会決議によって変更することができる。

（解散）

第47条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

（設置等）

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第50条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

（個人情報の保護）

第51条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

第11章 附則

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第52条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 島根県松江市玉湯町湯町1793番地

名称 中海・宍道湖・大山圏域市長会

会長 中村 勝治

住所 鳥取県境港市上道町3002番地

名称 中海・宍道湖・大山ブロック経済協議会

会長 堀田 収

住所 島根県松江市中原町19番地

名称 中海・宍道湖観光協会会議

会長 松浦 正敬

(設立時の役員)

第53条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 森 秀雄

阿部 英治

杉村 聡

錦織 裕司

橋本 孝

内田 貴志

柏木 祥二

松浦 俊彦

土江 義夫

設立時代表理事 阿部 英治

設立時監事 今岡 一朗

野島 譲

(最初の事業年度及び予算)

第54条 この法人の最初の事業年度は、成立日から平成32年3月31日までとする。

2 第42条の規定にかかわらず、法人の最初の事業年度の予算は、中海・宍道湖・大山圏域観光局の平成31年2月12日承認にかかる予算から、中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構の決算額を控除した残額とする。

(規則の継承)

第55条 中海・宍道湖・大山圏域インバウンド機構において定められた規定は、一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局の規則として継承する。

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、理事長が別に定める。

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

附則

この定款は、この法人成立の日から施行する。